

「出産はするが自分はこの子を育てたくない」というようなケースである。実際に養子縁組をした子どもの数は、昨年度（平成 26 年度）で 5 件ほどと記憶している。正確な数字ではないが、これまでここ数年で養子縁組や特別養子縁組をして、里親の家に今いる子どもが、6 人ほどいて、今申請中の子どもが 2 人いる。最初から、この子どもは特別養子縁組と区別できることはあまりなく、この子にとってどんな選択がよいのか、生みの親とも相談する中で対応してきている。

【名古屋市】

- ・早い段階で生みの親から養子縁組の同意が取れたケースが対象。また、棄児や生みの親が出産後にすぐに行方不明になった子どもについて対象としている。乳児院からの措置変更事例については、保護者との交流がほとんどない場合や養育意欲がない事例について、里親または養子縁組に関する保護者の意向を確認するようにしている。
- ・毎年 1 回乳児院・児童養護施設等に照会をかけて、養子の方向性が考えられる子どもの情報を聞いている。地区担当児童福祉司からも情報を得て、可能なケースについて養子縁組を検討している。
- ・養子縁組里親は子育て経験のない方が多いため、年齢の低いうちにかかわりを持った方が関係を築きやすく、就学前段階が適当と考えている。
- ・児童相談所としては養子が適当と考えても、同意が得られない場合は施設での養育となっている。ただ、保護者が産院から行方不明となって連絡が取れないまま 1 年くらいたった事例で、養子縁組の申し立てをしたことがある。
- ・養育力が低く保護者が一人で育てるのが難しいケースで、周りのサポートが乏しい場合や、家庭環境的に引き取りが難しいケース、経済的にも気持ちの上でも子どもを受け入れられないような場合には、地区担当児童福祉司と里親担当が同席して、養子のメリットや進め方を説明する。養子が難しければ里親委託も検討する。特定妊婦で児童相談所ケースとなった場合には、里親担当が同席して説明する場合もある。
- ・病気や障がいがあっても、受け入れる里親がいるなら、理解を求めて委託を検討している。

【西三河】

- ・生みの親が育てられない、施設入所したが引き取れない子どもが対象。妊娠中で若年、未婚、経済的問題などがあって育てられない場合も対象となる。また、施設入所したが生みの親と交流がない子どもについても検討する。交流の少ない子どもについては、年 1 回年度末に施設から一覧を出してもらい、その中から翌年度に委託候補となる子どもを検討する。年齢が大きくなってからの委託は不調となる事例も増えるため、できるだけ低年齢で検討したいと考えている。新生児等低年齢で委託する方が、児童相談所と里親の関係がその後も良好に継続される場合が多い。過去には、生みの親が行方不明等で同意がなかった事例で、養子縁組が成立したこともある。生みの親の気持ちを尊重しながら、引き取れるのかどうか、課題は何か、引き取るためにはどうすることが必要かということを相談する。

その中で育てられない状況の場合、養子縁組も一つの方法と伝えていく。

【大阪府】

- ・養子縁組に対する保護者の同意が得られた場合は、養子里親に委託している。数年に及び保護者の面会がないケースは考慮の余地があるが、保護者の同意が得られないことが多い。保護者に粘り強く働きかけ、特別養子縁組の同意を得たケースもある。

【大阪市】

- ・親が養子縁組を希望されて同意をしているケースはもちろんのこと、行方不明になった ケースも対象にすることもある。入所後3か月程度面会がなければ養子縁組を再検討できるように、予め同意書を取っておくなどの対応をするよう心掛けている。

【福岡市】

- ・養子縁組対象ケースは、養子縁組について生みの親が同意したケースを養子縁組対象としている。養子縁組に対する生みの親の同意があるかどうか大きい。
- ・子どもの年齢が年長になっている場合や障がいがある場合は、養子縁組のケースになりにくい。また生みの親に障がいがある場合や生みの親が刑務所に入っている場合は、養子縁組を打診しても、生みの親が辞退されこともある。
- ・児童相談所側が養子縁組は不適切であると判断するのではなく、上記のような例によって養親とのマッチングが進まない場合に養子縁組対象の子どもとはならない。
- ・6、7歳未満は特別養子縁組ケースとなり、普通養子縁組ケースとはならない。6歳を超えてからの普通養子縁組ケースは無いわけではないが、少ない。

(3) 生みの親の意思決定への支援

【札幌市】

- ・特に支援はしていないが、児童相談所に相談しに来る際には、お母さんが「もう育てられません」というような、結構気持ちを固めた状態で相談を受け付けることが多いので、気持ちが揺れているときには焦らせないように配慮し、相談を受けている。
- ・生みの親の意思が固まっていない場合は、養育里親にいったん預けて、気持ちが変われば、養子縁組前提の里親に措置の変更をして、養子にするということもある。数的には多くないが、そういった場合には養子縁組里親と養育里親を両方登録されている方に委託をお願いするようにしている。

【福島県】

- ・生みの親と何度も話をしながら、気持ちが決まるのを待っている。
- ・里親には預けたいが、養子縁組について気持ちが固まらない場合は、養子縁組里親と養育里親と重複して登録している里親に委託している。
- ・親族の支援を受けて養育することになったケースがあったが、保健師につないで関わってもらった。

【宮城県】

- ・里親や養子縁組について、きちんと説明をしている。最初から養子に出したい、里親に預けたいという親もいる。中には自分で養育するのは難しいと思われるのに、なかなか養子縁組に同意しない親もいるが、その場合には時間をかけてよく話をし、同意してもらっている。

【千葉県】

- ・市役所や保健センター、病院のワーカーに養子縁組について相談があった場合、児童相談所のワーカーにつながってくるので、最初意思決定に携わっているというケースはあまりない。出産後の意思決定については、生みの親の意向を尊重している。今年度も実際に翻意となった新生児委託ケースもある。

【埼玉県越谷】

- ・養子縁組については、基本的に親にその意思があるかを確認し、育てられない事情が長期的に続く想定できる場合、優先的に里親委託をする。
- ・里親委託を拒否して施設に預けたいという場合、子どもとの交流を指導し、守られない場合には里親委託を考えるよう促す。
- ・親に納得してもらうために、プロセスを丁寧に踏んでいく。
- ・最終的に親が子どもを里親にという決断をすることも親の大きな仕事、子どもにとって大切なことであると伝えていく。
- ・どうしても養子縁組を拒否する場合は、養育里親委託を継続する。

【静岡県東部】

- ・特別養子縁組を決断するに当たって、よく説明し了承を受ける。
- ・妊娠中に相談があったら、事情や心情などをよく聴き取る。
- ・自分で育てられないか、可能な方法を提示して考えてもらう。
- ・親族で育てられないか、考えてもらう。

【静岡市】

- ・相談に来所した生みの親の理解力にあわせて説明の仕方を工夫することや、生みの親がもし育てていく場合には、何を準備したらよいかとか、生みの親が何をすることができるのかを考えてもらっている。その際に「里親という存在があるのだよ」ということは話している。「事情のある子どもを自分のところで養育したい」という意志を持っている方で、そのための研修等を積んでいる方もいて、そういう里親に預けることもできますよ」と、いろいろな選択肢を提示するようにしている。そうやっていくつかの選択肢を示しながら、生みの親の意思決定を大事にしながらか相談を進めている。
- ・中には生まれる前から預けたいと相談に来ていたが、実際に子どもが生まれた後に育てる決心をしていく場合もある。ただ、育てたいと漠然と持っている場合もあるので、もし育てたいならこういったことが必要になるということを伝え、協力してくれる人や環境が整えられるか、具体的に示しながら相談を進めている。

【名古屋市】

- ・子どもに対する生みの親の思いや子どもにしてあげたいことを尊重して対応する。また、子どものために里親の力を借りることも選択肢となることを伝えている。生みの親は、里親がどんな人なのかを心配しているので、研修を受けていることや養育環境を調査していることなどを伝える。また、養子縁組が成立するまでの流れを丁寧に説明する。生みの親の思いも里親に伝える。
- ・養子縁組が成立するまで生みの親に状況を報告することや、連絡が取れる状態にして家庭裁判所の調査に協力してほしいことも伝える。将来の真実告知を考えて、生みの親の写真を提供してもらうようにも働きかける。
- ・新生児委託を検討する場合も、生みの親の気持ちの踏ん切りがつかなければ、いったん乳児院入所として、その後のことを検討する。

【西三河】

- ・生みの親の事情を丁寧に聴き、様々な社会資源を提示して、本当に育てられないか考えてもらう。赤ちゃんを大事にしてくれる人に託すことも、生みの親にしかできない責任の取り方の一つと伝え、特別養子縁組は子どものための制度であると説明する。

【大阪府】

- ・生みの親の揺れる思いに寄り添いということを考えている。出産前に同意書で同意を得ているケースであっても、出産後にも再度同じように説明して同意を得る。
- ・手続きに関しては府で作成したガイドラインに基づいて行っている。

【大阪市】

- ・生みの親の揺れる思いに寄り添いながら、相談を進めている。出産前に特別養子縁組の同意を得ているケースであっても、出産後にも再度同じように説明して同意を得るようにしている。
- ・手続きに関しては、大阪府で作成したガイドラインに基づいて行っている。

【福岡市】

- ・子どもと母親の両方が幸せになる形で考えようというように話をする。母親が子どもを捨てたという言い方にならないよう配慮し、「ほかの方に託すというやり方がある」と説明する。
- ・妊娠中の場合は、養子縁組に同意しても撤回することも可能であることをしっかり説明する。産んだ後に、再度確認する。家庭裁判所の審判でも確認されることを伝える。

(4) 新生児委託・乳児委託

【札幌市】

- ・ここ数年、札幌市は0歳で保護される場合のほとんどが新生児・乳児委託となっている。その場合、例えば子どもを直接養子縁組の里親に委託するのではなく、親の迷いや本人の発達の状況だとかも少し観察する上で、いったん3～4カ月間ぐらい養育里親に委託している。その上で、その3～4カ月の間に生みの親にも

う一度しっかりと気持ちを固めていただくことと、子どもの状態をしっかりと把握した上で、養子縁組里親につなげていくというような形を取っている。養育里親と養子縁組里親の引継ぎ等は1ヶ月以内を目安としていて、お互いのスケジュールを調整したうえでやっている。その際、面会を行って、外出もやっている。受け入れる側の里親の心の準備、環境などを重視している。子どもが小さいため、養育里親から養子縁組里親への移行は非常に子どもの成育上望ましいと思う。

- ・特別養子縁組が成立した数の中では、0歳で保護され、養育里親から養子縁組里親へ移行するケースが年々増えている。それまでは乳児院委託が多かったが、0歳の保護が増えており、近年は乳児院よりも養育里親から養子縁組里親への委託が増えている。また、産院から直接委託されるケースも増加傾向である。風俗関係で働いている方が気づいたときには中絶できずに、出産前からの相談があるケースもある。

【福島県】

- ・1982年から新生児委託を実施している。
- ・件数は年に数件だが、毎年コンスタントに委託している。
- ・病院から直接里親が引き取っているケースもある。
- ・妊娠中に養子に出したいとの相談があった場合、まず生みの親から出産予定の病院に養子に出す予定で、児童相談所に預けることを話してもらっている。
- ・その上で、児童相談所から改めて病院に連絡し、出産後は母子分離してくれるよう依頼する。
- ・委託予定の里親はあらかじめリストアップして準備している。
- ・里親には、児童の退院の時に病院に行ってもらい、1日育児の研修を受けてもらって、一緒に家に帰るといった形を取っている。
- ・新生児委託の里親に特別の条件はつけていない。
- ・名前を誰が付けるかは、生みの親の希望によって決めている。里親が名前を付けたケースもあった。
- ・出産時に明らかに障がいがあった場合は、乳児院の措置など里親委託以外の方法を検討することがあるかと思う。

【宮城県】

- ・新生児で病院からすぐ里親への委託は行っていない。県でも、今後どうしようかという話し合いもされていない。

【千葉県】

◎新生児委託や乳児委託の方針と委託ケースについて

- ・新生児委託は実施しており、乳児期の重要な時期を特定の大人と過ごすことができるので重要だと考えている。
- ・新生児委託の場合、産院から里親が引き取るので、退院先は里親家庭となる。
- ・里親に委託する時期が2歳頃のケースで、イヤイヤ期からの養育であったため、不調となったケースがあった。もう少し早く委託できていれば、不調にならなかったのでは、と思う。こうした経験から、早期の委託は重要と考えている。

◎新生児委託の状況について

- ・中央児童相談所が担当となるケースは、実母に何らかの障がい（知的障がいや精神障がい等）があるケースが多い。

◎新生児期からかわりのあるものの、新生児委託を行わなかったケースについて

- ・国籍不明ケース、実母の状況（心身の状態）が不明のケースについては、養子縁組の意思表示を実母がしていても、医療管理の必要性を判断するために新生児委託を行わない場合もある。
- ・実母が産後すぐに行方不明になったケース…祖父母が既に2人の子どもを養育中であった。この祖父母が中央児童相談所の管轄に居住していたため、当該児童相談所のケースとなった。生みの親の同意を得られるか分からなかったため、祖父母の同意を得てファミリーホームに委託後、祖父母の同意を得て養子縁組となった（生みの親とは、児童相談所は連絡がつかなかった）。

◎新生児委託の課題について

- ・産院ごとに新生児委託についての見解や対応が異なるので、児童相談所側もそれぞれに対応していく必要がある。
- ・対応の異なる点として、例えば、初乳に関する考え方の違いがある。子どものことを考えると初乳は与えてほしいと思うが、出産後すぐに子どもと別れることになる実母のことを考慮し、初乳を与えない方針をとる産院もある。しかし、初乳は与えないものの、母子保護の観点から1か月健診までは産院が対応してくれる。この際、里親名で診察券を作成してくれる。

【埼玉県越谷】

- ・気持ちの揺れる親の場合、委託は難しいケースが多い。
- ・新生児委託については、埼玉県で委員会を作って検討しているところである。
- ・乳児院に措置した子どもを1歳前に里親委託するケースは増えている。
児童相談所が産院から直接委託したケースはないが、民間機関があっせんしたご夫婦に里親制度を紹介し、研修等受講し里親として登録していただいたことはある。

【静岡県東部】

- ・子どもにとって、生まれてすぐ、または乳児のうちに、愛着の対象として一貫した親をもつことができ、将来にわたり法的な親に守られることができる。またよりスムーズに親子関係を形成できることや、望まぬ妊娠で悩む生みの親にとって、新生児委託等を行うことにより、安心して出産を迎えられること等から、対象となる子どもに対しては積極的に行っていく。

メリット

- ・新生児委託の場合、里親が名前をつけられ、出産前から子どもの出生を心待ちにできる。
- ・出産を里親と実母が同時に迎えられ、実子に近い感覚で子育てができる。
- ・早い時期から親としての愛着を築ける。愛着は情動コントロールの基盤であり、虐待を受けて何らかの問題や障がいを持っている児童を養育するより、ゼロから

出発できる。

- ・幼少で特別養子が成立し、養親の嫡出子としての身分を取得し、血縁上の子と何ら変わらない立場となって法的に守られる。戸籍には「養子」ではなく「長男」「長女」などと記載される。

問題

- ・生みの親が出生届を出さない場合の対応。
- ・子に障がいや病気があった場合、特別養子縁組が成立してから判明する可能性がある。
- ・特別養子縁組成立後に実子が生まれた場合の里親の心情及び養育。
- ・特別養子縁組をする予定で養育していたが、縁組前に生みの親が特別養子縁組の同意を取り消したいと申し出た場合の里親の大きなダメージ。

課題

- ・手順やルールを決めて、後々トラブルにならないように徹底する。
- ・里親及び生みの親への出産前の支援や出産後の支援は、乳児院措置や乳児院からの里親委託に比べ、児童福祉司にとっては時間を要し、労力があるケースワークであるので、それに見合う人員配置が必要となる。また、里親専門の児童福祉司の配置も不可欠となる。
- ・予期しない妊娠、望まぬ妊娠について悩む者への相談体制を充実させる。医療機関との連携、協力も必要である。予期しない妊娠、望まぬ妊娠をしても、新生児委託で養育を委託することができることを広く広報する必要がある。

【静岡市】

- ・新生児委託や乳児委託については、里親優先の考えで里親委託をしている。新生児委託や乳児委託の際に特にルールや決まりごとがあるわけではないが、静岡市ではベテランの里親にいったん委託して、そこで養子縁組希望里親が受託前の実習を行い、養育の準備が整い次第新しい養子縁組希望里親のもとに行くという取り組みをしている。生みの親が生む前から預けることを固く決意していたケースが以前1度あったが、その時は赤ちゃんが退院の時に里親が病院に迎えに行き、そこで写真を撮ってそのまま家に連れ帰ったということがあり、その際に生みの親に会うことはしなかった。
- ・養育経験がない里親の場合、突然赤ちゃんが来ると大変なので、ベテラン里親のもとで研修をしてから委託することが多い。また、生まれたばかりの子ども健康状態や障がいの有無なども確認することができる。その時の里親の稼働状況にもよるが、このようなやり方が望ましいと考えている。このベテラン里親への委託期間については、特に取り決めがあるわけではなく養子縁組希望里親の力量によっても変化するが、大体2か月から半年位となることが多い。

【名古屋市】

- ・新生児委託は平成22年から始めて、インタビュー時点までに13件実施している。初めから委託の意思がはっきりしているケースに実施する。生みの親の同意と受け入れる里親の条件がそろえば、できるだけ早い時期にかかわりを持ち委託を進

める。出産後に同意の再確認をする。生みの親の意思が揺れている場合は、一旦乳児院に入所とする。

- ・新生児委託の場合に、生みの親が子どもに会うかどうかは生みの親の意思を尊重して対応している。子どもの名前は養親がつけるのがよいと考えているが、これも生みの親の意向を尊重する（実際は13件すべて養親が命名）。
- ・養親希望者については、里親登録の際に新生児委託の意向を確認する。子どもの発達状況については先にならないとわからないことを伝えている。障がいのリスクがある場合でも、状況を伝えたいうえで理解し受け入れ可能な里親がいれば委託に向けて進めていく。
- ・新生児委託に関するマニュアルや里親から徴取する誓約書を作成している。

【西三河】

- ・新生児委託については、愛知県全体で年に10件位の委託がある。病院に対して、新生児委託の際の留意事項について、事前に説明し協力依頼をしている（手順に迷われる場合は、文書をお渡しして依頼する）。生みの親からは出産後に再同意を取る。再同意前に里親と子どもを会わせることはしていない。生みの親の同意が翻意する等成立前に不調になることもごく稀にはあるが、新生児以外の委託事例に比べると不調の率は大きく下がる。
- ・子どもの障がいについては、生みの親子間でも受容することに時間がかかること。受容には似たような過程をたどることになる。それでも、障がいがわかっている中途年齢の児童を受け入れることとは違い、夫婦で命名し新生児から大事に育て、親子関係がしっかりできている子どもに障がいがわかることになるため、障がいを理由に「育てたくない」となるケースはほとんどない。必要があれば児童相談所もサロンや相談を通じてその気持ちに付き合っていく。
- ・もともと妊娠中に母体の管理がうまくされていない事例が多いため、子どもに障がいのリスクが高いことは研修で伝えている。
- ・新生児委託の手順が確立している。新生児委託の方がやりやすいところはあるが、特に新生児委託に特化して進めているわけではないとのこと。

【大阪府】

- ・産院から直接養子里親に委託した例はまだない。一旦、養育里親に委託をしている。
- ・養親候補者から愛知方式を参考にして作成した同意書を得ることが困難である。現在、新生児委託に向けワーキンググループを立ち上げて、1件でもということに進めてはいるが、なかなかケースがあがってこない。
- ・早い段階からアタッチメントの形成を図ることができるということで、できれば直接養子里親に委託していきたいと考えている。

【大阪市】

- ・平成21年度から開始。これまで5ケース行った。家庭養護促進協会は絡まず、児童相談所だけで対応している。潜在化する知的障がいや精神障がい、また身体障がいの子どもが生まれる可能性について説明する。具体的に、生みの親が妊娠

時から覚せい剤を打っていたり、喫煙していたりする場合などはなおさら可能性が高いことを伝える。脳へのダメージの可能性についても話し、当初驚かれるが、よくよく考えたら自分たちが普通に産んでも障がいの子が生まれるかもしれないから、というところで赤ちゃんから育てられるなら申し込みたいと言われる方が多い。

- ・「愛の手」に掲載すると、養親候補者が現れてから調査をするため、マッチングまでに、半年ほどかかってしまう。その上1回で決まらなかったらもう1回掲載するとなると、どんどん経過していく。1カ月で掲載しても1歳過ぎることもある。だからできる限り新生児の相談は、新生児委託が可能な里親を優先的に検討するようにしている。
- ・生みの親が同意撤回する場合もある。出産後気持ちに変化する場合もある。出産前から同意は取るが、出産後も改めて同意を取る。生みの親の意思を一番に尊重するというのを里親には伝えている。

【福岡市】

- ・新生児委託事例はある。産院から直接委託した例もある。機会があれば今後もやっていこうと思っている。
- ・課題は、以下3点である。①医療機関との連携、②妊娠SOSからどのようにつながるか、③いかに対象の妊婦を把握するか。
- ・養親もインターネットで検索すると児童相談所よりも先に民間機関が出てくるため、児童相談所で新生児・乳幼児の養子縁組あっせんをやっているとは知らなかったケースが多い。
- ・養子縁組という選択肢があるということを、妊婦さん（生みの親）が知らない。医療機関がそれを提示しない（あるいは知らない）。
- ・飛び込み出産で、母が育てられないことを医療スタッフに伝え、スタッフから区役所や児童相談所に連絡がある場合には知ることができる。区役所に相談し、必要があれば、相談を回してくることはある。
- ・医療機関や区市町村の母子保健の方々が養子縁組という選択肢があることを知っておく必要がある。
- ・妊婦が出産後の子育てについてできないと感じていても、それを医療機関に言わないということもある。言葉としては「不安です」と言っているその「不安」を丁寧に聞いていくことで、励ましていくべきなのか、あるいはもっと深刻なものかわかると思うが、医療機関ではなかなかそこまではやらない（やれない）。その部分でもっと妊婦の相談に乗れば、中絶、子育ての継続、養子縁組という選択肢を提示することで少しずつ変わってくる可能性があるのではないかと。
- ・医療機関は出産後のサポート、里親の沐浴指導、面会、入院に対応してくれるかは、各機関で異なる。児童相談所はそれに合わせる形で対応している。
- ・新生児委託の体制になる前までは乳児（1か月後）の委託だった。1か月の乳児と新生児なら、子どもの反応はおそらく関係がないと考える。
- ・しかし、里親側の感激度が高い。里親が生まれたばかりの赤ちゃんを前に非常に

感激することがわかっているのに、あえて経験させない理由はない。産んでないことを忘れるぐらいの感激度、その後の関係性がよりよくなるように感じている。

- ・ただし、生みの親の気持ちが揺れており同意が得られない場合は委託できない。
- ・ちなみに、健康状態の問題の場合も、一般の子どもと同じ扱いとなる。病院での入院は長くなる可能性はあるが、乳児院をわざわざ経由しない。

(5) 生みの親への説明事項等

【札幌市】

- ・特別養子縁組里親に委託するけれども、その特別養子縁組が成立するまでは親なので、「連絡が取れなくなることがないように」とか、あと細々とした事務手続き的なところで、「いろいろ電話することもあるので必ずやってください」などを伝えている。あと保険証（国民健康保険）は10月で切り替えるので、「子どもの遠隔地の手続きをしてください」や、「家庭裁判所からの呼び出しに対して必ず応じてください」という保護者しかできないことを必ずしてもらいたいとお話している。特に家庭裁判所からの連絡に応じなければ、なかなか成立もしていかないので、その辺は最低限やってくださいって言うことは言っている。
- ・委託後の面会等は厳しいことは伝えており、もし子どもへの面会を希望する場合や、心変わりや心配な点、不安な点がある場合はすぐに電話をするようにと伝え、相談に応じることができるように声をかけている等の配慮はしている。

【福島県】

- ・里親とは一切連絡を取らないよう、必要なときは必ず児童相談所を通すように話している。
- ・養子縁組の申し立てをするまでは、何度も生みの親に会って、気持ちが揺らいでいないかを確認している。
- ・これまで生みの親の気持ちが揺らいで、引き取ったケースが1件あった。

【宮城県】

- ・養親との直接の連絡はできないことを話している。何かあるときは、必ず児童相談所に連絡するように伝えている。
- ・養育里親委託の場合は、18歳まで、自立するまで育ててもらうので一生里親宅に世話になるのではない。親子の縁がきれるわけではないことを説明している。

【千葉県】

◎新生児委託の場合

- ・退院の際は、母子の退院時刻をずらしており、AM：実母、PM：子ども（里親が引き取り）となっている。実母には、子どもへの手紙を書いてほしいと伝えている。手紙は里親に託され、子どもが成長した際に渡される。内容については、子どものエンパワーにつながる内容にしてほしいと伝えている。先ほど述べたとおり、実母に何らかの障がいがあるケースが多いので、難しい場合もある。
- ・名づけは実母がつけるかどうかは実母が決める。実母が決めない場合は、里親が決めるが、出生届けは実母が提出するので、その際は転記ミスに気を付けている。

【埼玉県越谷】

- ・養子に出すということは、子の養育の100%を里親に任せることと説明し、親から音信を求めることはできないことを伝える。
- ・子どもが大きくなって逢いたいと言ってくることはあるかもしれないなど、将来的に生じうることを丁寧に説明している。

【静岡県東部】

- ・母や父、祖父母や兄弟の状況を聴き取る。(子の障がいや病気のリスクについて推測するための参考とできる)
- ・養子縁組への気持ちは変わってもいいことを伝える。
- ・里親が特別養子縁組を家裁に申し立てると、家裁の調査が入り、里親も生みの親もお互いの事情がわかってしまうことを伝える。
- ・母子手帳の交付・妊婦健診は必ず受けることを伝える。
- ・出産後、出生届を提出することと、子どもを健康保険に加入させることを伝える。
- ・出産予定の病院が決まったら、病院に事情を説明することを伝える。児童相談所からも連絡する。
- ・出産後、子どもに会うか、子どもを抱くか、初乳を与えるかを決めることを伝える。
- ・命名を生みの親がするか、里親がするか決めることを伝える。
- ・できるだけ母子の写真を残して欲しいことを伝える。

【静岡市】

- ・生みの親に対しては、里親についての基本的な説明と、委託後に守ってもらえないといけないこと、例えば面会はできなくなることや、何かのきっかけで子どもの生活する場所や学校を知っても会いに行かないことなどを最初に説明し、本当にそれでいいのか、もう一度自分たちで考えてもらうようにしている。私達の知る限り(ここ数年)養子縁組をしたケースで突然生みの親が連絡して来たり、会いに来たりという話は聞いていない。
- ・最近では、生みの親に対して、こちらで質問項目を作成しそれに書いてもらったり、写真を撮らせてもらったりして記録に残すことが増えた。子どもが出自を知るために、また生い立ちに関する授業が小学校であったりするので、このような取り組みをしている。質問項目は、「おなかの中にいるときにどういうことを考えていたか」とか「生まれたときにどう思ったか」「名前の由来」などである。

【名古屋市】

- ・戸籍について説明する。また、決定通知書には里親の住所と名前が記載されているが、連絡を直接取らないように伝える。さらに、養子縁組が成立するまでの生みの親の責任について説明し、連絡がとれるようにすることを伝える。
- ・将来子どもへの真実告知をした場合、子どもが会いたいと思うことがあることを説明して、その際にはその時の気持ちに従って対応してほしいと伝える。また、将来子どもが生みの親について知りたいと思った時のために、手紙や写真がある

とよいと伝えて協力を依頼し、それを里親に手渡してよいか意向を聞く。

【西三河】

- ・生みの親も家庭裁判所の調査に応じる必要があり、養子縁組成立までは親としての責任があることを伝える。また、生みの親側から子どもに会いに行くことはしないように確認する。可能なら生みの親の写真や手紙を受け取る。将来子どもが生みの親と連絡を取りたいと希望することがあるかもしれないため、その際には対応してほしいと伝える。
- ・新生児委託の場合、生みの親が希望すれば委託前の子どもに会っている。生みの親と里親は双方希望すれば合わせるが、ほとんどの場合、会っていない。里親か生みの親かどちらが命名するかは、生みの親の希望にもよるが、里親が命名する場合は圧倒的に多い。

【大阪府】

- ・生みの親に対しては、特別養子縁組の制度説明を丁寧に行い、妊婦健診を受診することや病院への連絡の許可を得るようにしている。また、生まれてくる子どものために、手紙を残してほしいことや生まれてきた子どもを抱いた写真を撮らせてほしいと伝えている。命名については保護者の意向を確認し、保護者が命名をした場合は名前の由来を聞き取るようにしている。
- ・特別養子縁組成立までは必ず子ども家庭センター（児童相談所）と連絡が取れるように依頼している。

【大阪市】

- ・乳児院に入所している子どもの養子縁組に関しては全ケース業務委託している大阪家庭養護促進協会（以下、協会）が対応している。養子縁組に特化した研修についても協会が提供し、養親希望者の自己負担金で開催されている。
- ・新生児委託は児童相談所のみで対応している。養親候補者が管内で見出せない場合、都道府県を超えた管外委託を行っている。その際、管外の未委託状況を把握するために、調査票を送付するなど積極的かつ先駆的取り組みを行っている。
- ・入所後3か月程度面会がなければ養子縁組を再検討できるように、予め生みの親から同意書を取っておくなどの対応により、養子縁組を積極的に行おうとする姿勢が感じられる。
- ・一方、新生児委託の場合、家族の協力の可能性を探ったり、生活保護や母子生活支援施設を紹介したりして自ら養育する道を探る努力がなされている。
- ・生みの親から子どもの名前の由来などを聴取し、それを養親に伝える。命名は愛知県とは異なり、基本生みの親が行っている。
- ・近年、新たな民間機関が設立される中で、現段階では連携というより行政機関としての指導のあり方が問われている。信頼関係とは程遠く、行政として危うさを感じつつ、適切に指導できないジレンマを感じた。

【福岡市】

- ・新生児の場合は、生みの親に気持ちが変わってもいいということを十分に説明する。

- ・ただし、乳児院にしばらく入れている母親には、今後の人生をどう考えているかと決断を迫る。乳児院に長く預けている母親はいつまでもなかなか決められない傾向の人（逆境体験を重ねてきた人）が多いように思う。
- ・出産後、気が変わるケースはあったが、委託後に気が変わったケースはない。
- ・試験養育期間は生みの親にとっては、自分の気持ちを確認する期間でもある。家庭裁判所から決定が下りるまでは翻意できる。家庭裁判所からは、同意についての調査があるから、連絡が取れるようにしておいてほしいことも同時にお願いする。

（6） 養親への説明項等

【札幌市】

- ・家庭裁判所の審判が降りるまでは、生みの親の心変わり等がある可能性があることで、措置解除がある可能性があることは必ず話している。また、生みの親の状況はお伝えしている。また、子どもの健診や予防接種等の受診は必ず行うことなど、基本的なことを伝えている。あとは、必ず6カ月、申し立ての時期が来たら家庭裁判所の方に申し立てるように伝えている。

【福島県】

- ・生みの親とは一切連絡を取らないよう、必要なときは必ず児童相談所を通すように話している。
- ・委託時には保健師を必ず紹介している。委託前に児童相談所が同行して家庭訪問し、委託後はそれぞれが訪問している。
- ・受診券の使用等でトラブルが起こることがあるので、あらかじめ医者に説明しておくよう勧めている。
- ・養子縁組の申し立てをするまでは、もし養育が無理ならいつでも引き返せることを何度も説明している。
- ・半年過ぎたところで養子縁組の申し立てをしてもらっている。
- ・里親が疲れてギブアップしそうになったケースがあったが、親族の支援を受けて乗り越えた。

【宮城県】

- ・里親にも、生みの親同様に生みの親と直接連絡を取らないよう話している。

【千葉県】

- ・養子縁組見込みケースとして養育里親に委託する場合は、交流のルールを決めておく
- ・委託後の訪問は担当の福祉司・里親担当・児童担等・児童家庭支援センター・里親支援専門相談員・里親支援機関が分担して行う

【埼玉県越谷】

- ・親の同意撤回・子どもの障がい・両親が精神疾患を持つ場合の将来的なリスク等については、想定できる事情のすべてを話し、了解してもらった上で委託するが、書面での誓約書はとっていない。

- ・とくに特別養子縁組については離縁できないことを含め丁寧に説明する。養子縁組後であっても必要な相談にはのることを伝えている。

【静岡東部】

- ・6ヶ月経過したら特別養子縁組の場合、家裁に申し立てること。家裁に申し立てると、家裁からは里親と生みの親に家裁の調査が入り、お互いの事情が詳細に知れること。生みの親の家族のことはもとより、里親の不妊治療から、実子や養子の事情まで明らかにされることがある。
- ・特別養子縁組が成立したら、特別なことがない限り離縁はできないこと。
- ・恵まれない環境の下で生まれた子であったり、障がいなどの事情を持った父母の間の子であることが多いことから、障がいや病気を持っている可能性は、一般の児童より高いと思われること。申請時点ではわからない障がいや病気が成長してから判明することがあるが、それらも含めて特別養子として受け入れること。
- ・養子縁組前提での受託であることを、里親の家族をはじめとした親族から了承を得ること。
- ・出産後から特別養子縁組成立までに、生みの親が養子に出すことの同意をひるがえした場合には、里親は特別養子縁組を諦めることもあること。
- ・新生児委託で命名を里親が行う場合には、名前を決める。

【静岡市】

- ・養子縁組希望里親に対しては、生みの親が病気を持っている場合もあるので、将来考えられる障がい等に関するリスクについて養子希望里親に説明したうえで、受託するかどうか考えてもらっている。また、絶対に養子縁組ができるとは言えないので、もしかすると親の引き取りという話が出てくるかもしれないので、その時はご協力をということをお願いしている。そう言うと養子縁組希望里親も動揺はされるが、養育里親として社会的養護に関する研修を受けていただいているので、そこでもお話しした通り、生みの親が戻してほしいという場合もあることを忘れずにいてくださいとお話ししている。その他、子どもと関わる時間をできる限り取ってくださいなどといった一般的なお願いをしている。
- ・引き渡し時期は、(4)で述べたようにベテラン里親への短期委託や乳児院を間に挟んで、ある程度養育になれた頃を見計らって委託している場合が多い。

【名古屋市】

- ・生みの親が同意を撤回した場合は、子どもを返すことになることを伝える。養子縁組成立後に子どもの病気や障がいが明らかになることもあるが、それでも子どもを養育する覚悟があるかどうかを確認する。
- ・真実告知はできるだけ早い時期にしてほしいこと、そのために児童相談所が実施している子育て広場で、先輩里親さんの話を参考にできることなどを伝える。さらに、子どもが生みの親のことを知りたいと思ったときは拒否しないでほしいことや、子どもの気持ちの揺れと一緒に付き合ってもらいたいことをお願いする。

【西三河】

- ・養親候補者には生みの親の翻意の可能性のあることや、養子縁組の成立を約束す

るものではないことを伝えている。また、真実告知の必要性や障がいの可能性についても面接及び研修を通じて伝えている。

- ・養親候補者からの誓約書はとっていない。今後は確認書のようなものを作成することを検討している。
- ・養親候補者には、子どものことについてわかっている情報をできる限り伝えた上で、受け入れるかどうか決定をしてもらう。

【大阪府】

- ・養子里親に対しては、特別養子縁組は子どもの最善の利益を尊重するための制度であり、子どもの背景や、保護者の状況、障がいの有無にかかわらず、養子縁組を必要としている子どもを家庭に迎え入れて育てていくことが求められていることを伝えている。
- ・特別養子縁組の成立までに、保護者から子どもの引取りの申し出があった際には、子ども家庭センターの判断に従うこと、子どもに必要な医療、療育、訓練を受けさせること、子どもが自らのルーツを知る権利があることを理解し、適切な時期に子どもと保護者に配慮しつつ、真実告知を行うことを求めている。

【大阪市】

- ・養親への対応については、前項（４）に記載したような説明を行ったうえで、書面をお渡し、同意いただく。書面の内容としては、出産後に生みの親が引取りを希望した際は諦めること、障がいの有無で引取りを拒否しないこと、真実告知を行うこと等を記載したものである。

【福岡市】

- ・養親からは、新生児委託についての説明を行ったうえで、新生児を希望する旨の申請書にサインをもらっている。法的強制力はなく、決意表明的な意味がある。
- ・新生児委託についての説明は、新生児委託のリスク、メリット、費用、障がい等のリスクを説明している。
- ・申請書の養親への同意を求める項目は、例えば「性別を選ばない」「障がいの有無は問わない」「試験養育期間後、速やかに縁組する」「生みの親の翻意の可能性」など。

（７） 養子縁組里親への研修

【札幌市】

- ・養子縁組里親に登録する際の研修は基礎研修だけを受ける形になっている。養子縁組里親だけの研修は特に限って行っていないが、あるとすれば、乳児院への見学会みたいなのを今年は養子縁組里親に限って行った。その他に札幌市がやっているテーマ別の研修の案内を送りそれに出席してもらうようにしている。札幌市で200名以上里親登録あるが、その全体の研修で来るのは大体4割ぐらいで、テーマによってばらつきはあるが、80人とか90人ぐらいの里親が来る。また、札幌市の里親会（市が委託して里親支援機関になっている）の里親サロンに養子縁組里親向けのサロンを2ヶ月に1回行っているの、そういった場に参加するこ

となどもできる。

- ・今後の研修のあり方としては、子どもの養育に関する質問や疑問が訪問に行くことが多いので、個人的には養育里親と同等程度の実習を受けることや、小さい子を預かることの方が多いので、例えば乳児院などで小さい子どもがいるところでの経験だとかを積めたらと思う。札幌市の場合登録から委託まで数年かかることが多いので、その間に保育園のサロンだとかでボランティアなどに積極的に参加することを勧めたりしている。積極的な方は、里親サロンなどにも自ら出席している方はいる。

【福島県】

- ・養子縁組里親のみを対象とする研修は設けていない。
- ・里親の人数が少ないので、個別に訪問して話を聞き、指導することがメインである。
- ・養育里親の研修には誘っているのですが、参加している方もいる。
- ・里親サロンにも誘っている。サロンは全里親対象で、年3回実施。研修と里親同士の情報交換の場になっている。
- ・研修では薬の飲ませ方、虐待などのテーマで行った。コモンセンスペアレンティングの研修も1年間やった。

【宮城県】

- ・養育里親と同様の研修をできれば受けてほしいと勧めしており、殆どの養子縁組里親が研修を受講している。実習もあるので、理解を深める方もいるので、ぜひと勧めている。
- ・登録後も養育里親と同じ研修を案内している。県の研修は更新研修くらいだが、里親会や施設の任意の研修も案内しており、受講している。

【千葉県】

- ・養子縁組里親は、養育と両方で登録していない限り更新研修もないので、必要だと感じている

【埼玉県越谷】

- ・養子縁組希望者も、養育里親として養育をスタートさせているため、養子縁組里親のみを対象とした研修はなく、全里親が養育里親研修を受けることになっている。
- ・養子縁組里親への研修をするとしたら、基本的には真実告知のことがメインになるだろう。告知については子どもが小さい頃から徐々に行うよう指導し、方法については里親研修やサロンでも取り上げているので参考にしてもらっている。
- ・里親には、委託前から近隣や児童委員等地域に対して里親登録したことを伝えて行くなど、オープンに養育していくように働きかけている。
- ・小さい頃から委託している子どもについては、思春期の問題といっても、実子と変わらない状況がある。

【静岡県東部】

- ・養育里親研修をベースにしつつ、養子縁組里親に特化した研修も必要である。こ

うした認識に基づき里親スキルアップ研修では、最低1講義は養子縁組に関するテーマにしている。

【静岡市】

- ・静岡市はすでに述べたように、養育里親として登録してもらうため、養子縁組希望里親も全員養育里親の研修を受けてもらっている。対象となる子どもたちは社会的養護が必要な子どもたちであるので、その理解は重要と考えている。
- ・市の児童相談所を設立した際に、里親会も県から分離独立したが、市内に施設が少ないこともあって、里親会と児童相談所が二人三脚で里親養育や養子縁組を進めてきた経過がある。その後、里親会が母体となり NPO 法人の里親家庭支援センターが設立されたが、里親研修はすべてセンターに委託している。里親の悩みに対してセンターが組織的に対応してくれているのも、市が高い委託率を維持できている要因の一つになっていると思っている。センターが、養育スキルアップ研修（年10回）や認定前研修も全部企画して運営しているし、里親希望者の訪問調査等も行っている。委託後の里親サロンもセンターが実施している。また、里親だけの交流会とか、子どもさんの交流会（「ちびっこサロン」という里子同士の交流会；年齢の近い子どもを養育する里親が集まってサロンを始めたのがきっかけ）等も、すべて企画運営している。基本的には養子縁組希望里親も養育里親も同じ研修を受け、社会的養護の理解を深め、里親会に所属して、里親家庭支援センターが行っている里親支援を受ける。養子縁組子坊里親も、できれば養育里親としての活動を継続してもらうことが大切だというスタンスで、活動が展開されている。

【名古屋市】

(1) で既述。

【西三河】

- ・養育里親研修に参加してもらう。研修では養子縁組里親に関する内容も取り入れており、グループワークは希望する種別ごとのグループで行っている。実習も里親の年齢等を考慮し、養護施設と乳児院で実施している。また、研修の講義について名古屋市と相互乗り入れを行っている。

【大阪府】

- ・基礎研修、認定前研修をほとんどの方々が受講されている。
- ・家庭養護促進協会が提供する養親に特化した研修の受講を勧めている。1回4時間ぐらいで3日間。夫婦で受講しても1万円である。
- ・養子里親を対象とした研修プログラムが必要であると考えている。ライフストーリーワークや真実告知に関するもの等。

【大阪市】

- ・(1)にも記載したが、養育里親の認定前研修の受講は必須で、家庭養護促進協会が提供する養親に特化した研修受講いただく。1回4時間ぐらいで3日間。夫婦で受講して1万円である。

【福岡市】

- ・養育里親と一緒に研修をするのみで、養子縁組に特化した研修は現在はやっていない。
- ・だが、伝えたい内容が違うので、特化したいと考えている。
- ・サロンも養育里親と養子縁組里親は一緒に行うが、グループを分けて養親グループを作るということはしている。
- ・特別養子縁組というのは、子どもにとって一つの大切な児童福祉の選択肢の一つであるので、養育里親との共通科目と養子縁組専門の科目があったほうがいい。

(8) 民間養子縁組相談支援機関との連携

【札幌市】

- ・今現在北海道に民間の養子縁組機関がないので、これまでの実績としては今のところない。これから北海道にもできるとの話があるので、今後本庁と道内の児童相談所で話し合っ、どのように連携を取っていくかなどを話し合っしていきたいと考えている。

【福島県】

- ・民間機関のあっせんで委託された児童についても、関わりを持つことがある。
- ・あっせん後に、児童についての資料を送ってくる機関もある。(家庭養護促進協会など)
- ・あっせん機関からは何の連絡もなく、家裁から嘱託書が来て、初めてわかったこともあった。
- ・里親登録をしていれば、あっせんを受けたときに連絡してくれるので把握できるが、そうでないと把握しきれない。
- ・家裁からの嘱託書が来るので、関わり始めることが殆どである。
- ・児童福祉法第 30 条の届出については、あっせんした機関が指導しているようだが、市町村から書類が来て関わることは殆どない。
- ・養子縁組成立までは、家庭訪問をして養育状況を確認している。当初は月 2 回くらい、その後は月 1 回程度の訪問をしている。
- ・児童福祉司指導ではなく、訪問指導という扱いである。
- ・養子縁組が可能な児童が少ないので、里親登録をした後、児童相談所から里親に民間あっせん機関もあることを紹介することもある。(家庭養護促進協会)
- ・里親登録をあっせんの条件としている機関もあるときいているが、それを目的に登録する方はまだいない。

【宮城県】

- ・民間の養子縁組相談支援機関とのやりとりはない。
- ・管内にあっせんをしている機関もない。仙台市内に 1 カ所あると聞いたことはあるが、具体的な活動等は把握していない。

【千葉県】

- ・実際に民間養子縁組あっせん機関から連絡があり、委託後のフォローを依頼され

たケースがある。里親認定を要件にしている機関もあり、そうした理由での登録も増えてきている。

- ・生みの親の様子も委託児童の様子もわからないので、とりあえず家庭訪問を行っている。
- ・民間機関との連携が必要だとも考えているが、情報の共有が難しい、また、不調になった場合、どこがどのように判断し、対応するののかも課題である。

【埼玉県越谷】

- ・特別養子縁組の場合、家庭裁判所からの調査依頼を受けて、養親希望者に里親登録前の研修を受けてもらうことがある。
- ・民間機関が養親希望者に対し、児童相談所からの支援を受けるよう指導しているので、里親制度を説明し、里親登録をしてもらい対応している。
- ・民間機関から子どもを紹介されて同居児童の届け出がされた場合、児童福祉司指導になるが、上記同様に里親制度の説明をして登録を勧める。
- ・遠方の民間機関を通し子どもをあっせんされる場合にも、里親制度の説明をし、基礎研修・認定前研修などを受けてもらうこと、里親仲間を得ることのメリットを説明して対応している。
- ・民間機関を経て児童相談所に来る家庭に関して、指導上の困難やマッチングに関してのトラブルはない。(児童相談所からも評価が高く、委託したいと考えていた里親が、民間機関から子どもを受けてしまい、委託できなかったという事例はある。)

【静岡県東部】

- ・市町を経由して同居児童届出があった場合には、必要と思われるものについては里親調査に準じて現況を調べ、側面的に指導を行い、同居児童の養育が適切に行われるよう努める。
- ・養育がうまくいっていないと思われる時には、届出をした者に必要な報告をさせ、子どもの養育について必要な指示をすることができる(静岡県児童相談所事務処理要領より)。
- ・同居児童届出があった場合、現状では民間支援機関からの情報提供や情報共有はなく、協力要請等も行っていない。

【静岡市】

- ・市内に1か所民間の養子縁組機関が存在している。約二十数年前に設立されているが、今まで関わりは殆どない。もっとも、その団体が養子縁組を前提に子どもを一時預かった場合には、「同居届」を児童相談所に出す必要があるため、届け出があった場合には、地区担当の児童福祉司が調査に出向き状況を確認している。数はさほど多くはなく、年に1回あるかないかの程度で、養子あっせんの場合も市内や近隣ではなく広域になることが多いようだ。この民間機関はもともと宗教法人ということもあり、児童相談所としては特に連携はしていない。
- ・以前に家庭養護促進協会からの養子斡旋を受ける条件として里親登録が必要との理由で養子縁組希望里親になりたいと相談に来た方がいたので、養育里親での登

録を勧めたが、養子縁組希望里親を希望したためその形で登録をした経緯がある。

【名古屋市】

- ・同居の届けがあった場合は、児童相談所が児童福祉司指導をかけるために家庭調査をする。その上で、施設の里親支援専門相談員が月に1回家庭訪問する。また児童相談所の子育て広場への参加を促す。施設の里親支援専門相談員と児童相談所とは月3回の会議を開催している。
- ・民間養子縁組相談支援機関から児童相談所の里親研修を受講するように勧められて来所する方がいるが、児童相談所からの里親委託を受けられる人のための研修であることを伝えたいので今のところはお断りしている。

【西三河】

- ・民間団体から子どもの委託を受けたのち、同居の届けが提出された事例では、児童福祉司指導等をかけている。家庭裁判所の調査嘱託を受けるような場合にも児童福祉司指導の方が嘱託書が作成しやすい。
- ・児童相談所が調査の上、里親登録を断った家庭に民間団体から赤ちゃんがあっせんされたり、その後、虐待通報となった場合もある。
- ・民間団体に児童相談所の持つ情報をどこまで提供できるかについては検討が必要である。情報を提供するのであれば個々の団体と守秘の協定等が必要になるのではないか。

【大阪府】

- ・同居児童の届け出による訪問を実施している。養親希望者の依頼により、継続した相談対応を行っているケースもある。
- ・家庭養護促進協会とは月に1回会議で情報交換を行っているが、それ以外の民間機関との連携を図った例はない。
- ・今後、同居児童の届け出を受理した場合には、養子縁組をあっせんした事業者が通常行っている支援等を把握し、養親希望者の了解を得た上であっせん事業者に対し、子ども家庭センターが養親希望者宅を訪問した旨を報告するとともに、あっせん事業者による支援状況について確認を行うこととしている。

【大阪市】

- ・業務委託している家庭養護促進協会以外の民間機関との連携は今後の課題である。新たな民間機関が設立される中で、現段階では連携というより行政機関としての指導のあり方が問われている。
- ・民間機関で斡旋された養親候補者が同居児童の届け出をすれば、地区担当の児童福祉司が家庭訪問し、何かあれば連絡をしていただくよう伝えている。

【福岡市】

- ・福岡市には、民間養子縁組相談支援機関はない。
- ・東京、大阪等のあっせん団体から養子縁組をする人は、同居児童の届け出を出されるので、ケースワーカーが家庭訪問をしている。
- ・民間のあっせん団体からは、告知をしなくてもいいと言われた、という人もいる